

中小企業者等に対する軽減税率の延長

1. 改正のポイント

(1) 趣旨・背景

①我が国経済は緩やかな回復基調にあるものの、外部環境変化の影響を受けやすい中小企業にとっては、依然として予断を許さない状況となっている。このような中小企業の財務基盤の安定・強化を図るためにも、軽減税率を延長する。

(2) 内容

①中小企業者等の年所得800万円以下の部分に適用される法人税の軽減税率15%（本則税率：19%）の適用期限が改正前の「平成29年3月31日までに開始する事業年度」から2年間延長され、「平成31年3月31日までに開始する事業年度」までとなる。

2. 改正の内容

法人の種類	所得金額	改正前				改正後			
		H28.4.1～ H29.3.31 (※4)	H29.4.1～ H30.3.31 (※4)	H30.4.1～ H31.3.31 (※4)	H31.4.1～ 以後 (※4)	H28.4.1～ H29.3.31 (※4)	H29.4.1～ H30.3.31 (※4)	H30.4.1～ H31.3.31 (※4)	H31.4.1～ 以後 (※4)
中小企業者(※1) 一般社団法人等 人格のない社団等	年800万円以下の金額	15% (軽減税率)	19% (本則税率)		15% (軽減税率)		19% (本則税率)		
	年800万円超の金額	23.40%		23.20%		23.40%		23.20%	
中小企業者以外の普通法人	所得による区分なし	23.40%		23.20%		23.40%		23.20%	
公益法人等(※2) 協同組合等(※3) 特定医療法人	年800万円以下の金額	15% (軽減税率)	19% (本則税率)		15% (軽減税率)		19% (本則税率)		
	年800万円超の金額	19%				19%			

(※1) 中小企業者とは、期末資本金の額が1億円以下の普通法人（資本金の額が5億円以上の法人等に株式の100%を直接又は間接に所有されている場合における子法人等を除く。）をいう。

(※2) 一般社団法人等を除く。

(※3) 特定の協同組合等の年10億円を超える部分の所得に対する税率は、22.0%が適用される。

(※4) 各法人税率は、この期間内に開始する事業年度において適用される。

3. 改正の影響

(1) 法人実効税率への影響

① 法人実効税率の算定

軽減税率の適用期限延長および地方法人税等の税率改正により、法人実効税率は、以下のとおりとなる。なお、当該法人実効税率は事業税の軽減税率適用法人(※1)を前提としている。

i) 中小企業者(期末資本金の額が1億円以下の法人等)

法人の種類	所得金額	改正前				改正後				
		H28.4.1~ H29.3.31 (※5)	H29.4.1~ H30.3.31 (※5)	H30.4.1~ H31.3.31 (※5)	H31.4.1~ 以後 (※5)	H28.4.1~ H29.3.31 (※5)	H29.4.1~ H30.3.31 (※5)	H30.4.1~ H31.3.31 (※5)	H31.4.1~ H31.9.30 (※5)	H31.10.1 以後 (※5)
中小企業者 (※2)	年400万円以下の金額 (※3、4、7)	21.42% (21.91%)	25.99% (26.60%)		21.42% (21.91%)			25.90% (26.51%)	25.99% (26.60%)	
	年400万円超800万円 以下の金額 (※3、4、7)	23.20% (23.68%)	27.58% (28.18%)		23.20% (23.68%)			27.58% (28.18%)		
	年800万円超の金額 (※3、4、7)	33.80% (34.53%)		33.59% (34.31%)		33.80% (34.53%)		33.59% (34.31%)		

()内は住民税法人税割の制限税率を適用して算出した法人実効税率

ii) 中小企業者以外の普通法人(期末資本金の額が1億円超の法人等)

法人の種類	所得金額	改正前				改正後				
		H28.4.1~ H29.3.31 (※5)	H29.4.1~ H30.3.31 (※5)	H30.4.1~ H31.3.31 (※5)	H31.4.1~ 以後 (※5)	H28.4.1~ H29.3.31 (※5)	H29.4.1~ H30.3.31 (※5)	H30.4.1~ H31.3.31 (※5)	H31.4.1~ H31.9.30 (※5)	H31.10.1 以後 (※5)
中小企業者以 外の普通法人	年400万円以下の金額 (※3、4、6、7)	28.55% (29.33%)	28.80% (29.58%)	28.57% (29.34%)		28.55% (29.33%)		28.32% (29.10%)		28.57% (29.34%)
	年400万円超800万円以 下の金額 (※3、4、6、7)	29.27% (30.04%)	29.36% (30.13%)	29.13% (29.90%)		29.27% (30.04%)		29.04% (29.81%)		29.13% (29.90%)
	年800万円超の金額 (※3、4、6、7)	29.97% (30.74%)		29.74% (30.50%)		29.97% (30.74%)		29.74% (30.50%)		

()内は住民税法人税割の制限税率を適用して算出した法人実効税率

3. 改正の影響

(1) 法人実効税率への影響

②前頁表の用語の定義

- (※1) 事業税の軽減税率適用法人とは、事業税の軽減税率不適用法人(資本金1,000万円以上、かつ、事務所又は事業所がある都道府県の数3以上の法人)以外の法人をいう。なお、事業税の軽減税率不適用法人の法人実効税率は所得金額に関わらず、「所得金額年800万円超の金額」区分の実効税率となる。
- (※2) 中小企業者とは、期末資本金の額が1億円以下の普通法人(資本金の額が5億円以上の法人等に株式の100%を直接又は間接に所有されている場合における子法人等を除く。)をいう。
- (※3) 事業税は標準税率とする。
- (※4) 住民税は標準税率とし、均等割額は計算に含めていない〔()は、制限税率適用時〕。
- (※5) 各法人実効税率は、この期間内に開始する事業年度において適用される。
- (※6) 中小法人以外の普通法人における事業税率は、所得割と地方法人特別税のみで、付加価値割、資本割は考慮していない。
- (※7) 実効税率は、以下のとおり算定している。

①改正前の平成28年4月1日～平成29年3月31日までに開始する事業年度、及び、改正後の平成28年4月1日～平成31年9月30日までに開始する事業年度における法人実効税率の計算式

$$\frac{\text{法人税率} \times (1 + \text{住民税率} + \text{地方法人税率}) + \text{事業税率} \times (1 + \text{地方法人特別税率})}{1 + \text{事業税率} \times (1 + \text{地方法人特別税率})}$$

②改正前の平成29年4月1日以後に開始する事業年度、及び、改正後の平成31年10月1日以後に開始する事業年度における法人実効税率の計算式

$$\frac{\text{法人税率} \times (1 + \text{住民税率} + \text{地方法人税率}) + \text{事業税率}}{1 + \text{事業税率}}$$